

## 過年度再商品化委託契約申込書類のご送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

先般ご依頼いただきました過年度申込書類等を別添のとおりご送付いたします。当協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>) の「オンライン手続き」画面から直接お申込みいただくか、同封の申込用紙1・2（算定用紙）をご提出くださいますようお願い申し上げます。当協会では、オンラインでのお申込みを推奨しております。オンライン申込には、下記2のユーザーIDとパスワードをご利用ください。

この再商品化委託申込は、再商品化実施委託料金と抛出委託料金双方の支払いに係る申込みとなります。また、再商品化実施委託単価、抛出委託単価は税抜表示となっており、申請時点での税率が適用されます。

お申込み内容確認後（お申込みから約1カ月後を目途）に、「過年度再商品化委託承諾書」（オンライン発行）及び請求書（郵送）をご送付いたします。お支払いは予定・前払いとなっており、年度終了後に過不足を調整する「精算」を行っているため、既に精算が終了している年度をお申込みの場合、委託料金に調整率（1－精算率）を乗じた金額でのご請求となります。調整後の金額は、オンライン申込の場合はオンライン画面上で確認できるほか、当協会ホームページの「再商品化委託料金の算出画面」でも試算することができます。

敬具

記

### 1. 貴社の特定事業者コード：4\*\*\*\*\*

※ 特定事業者コードは、今後も毎年ご利用いただくものです。大切に保管をお願いいたします。

### 2. オンラインで申込みを行う際に利用するユーザーIDおよびパスワード

- ◇ ユーザーID \*\*\*\*\*
- ◇ パスワード（半角8桁） \*\*\*\*\*

※ 不正なアクセスを防止するため、ユーザーID・パスワードの管理につきましてはご注意ください。  
※ パスワード欄が\*\*\*\*\*と表示されている方は、パスワードが変更されています。変更したパスワードが不明な場合にはログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックし、必要事項をご入力の上パスワードの再発行を行っていただくか、当協会オペレーションセンター（TEL：03-5610-6261）までご連絡ください。

### 3. 同封書類

- 過年度（令和2年度以前）再商品化委託料支払いに関する契約約款
- 過年度再商品化委託契約申込書（申込用紙1）
- 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）
- 過年度 再商品化委託の申込要領
- 返信用封筒

※容器包装リサイクル法の内容や当協会の業務概要、事業実績等は、当協会ホームページをご参照ください。  
(<https://www.jcpra.or.jp/>)

## ●再商品化委託契約申込に当たっての注意事項

- (1) 本申込に基づく再商品化委託契約は1年度ごとの単年度契約です。義務のある特定事業者は、再商品化委託契約約款を確認・同意のうえ、毎年度申込を行う必要があります。なお、再商品化委託申込を行わない年度がある場合は、その非申込理由等を「非申込FAX返信票」のご送付等によりお知らせください。各年度の非申込理由が同じ場合は、「非申込FAX返信票」の年度記入欄に「平成12～20年度」の様に記入し、同返信票1枚でご連絡いただいても結構です。ただし、理由1のア～ウに該当する場合は、各年度分の従業員数・売上高等をご記入ください。
- (2) 申込方法は、インターネットを利用したオンラインによる申込と、同封の申込用紙1・2の郵送による申込が選択できます。なお、当協会では、紙の省資源化や発送コストの削減等による特定事業者の負担低減を進める観点から、オンライン申込を推奨しております。
- (3) オンライン申込は、ユーザーID、初期パスワードを利用して、協会ホームページの「オンライン手続き」ボタンからオンライン手続きサイトにアクセスしていただくか、オンライン手続サイト (<https://reinscp.jcpra.or.jp/>) に直接アクセスして行ってください。
- (4) 郵送による申込は、「再商品化委託の申込要領」をご参照のうえ、申込用紙1・2をそれぞれ記入し、同封の返信用封筒を用いてご送付ください。なお、送料は事業者負担となりますので、ご了承ください。
- (5) 平成21年度分以降、郵送でお申込みされた特定事業者の皆様方への「再商品化委託承諾書」の送付を廃止し、全てオンライン（パソコンの画面上で「再商品化委託承諾書（PDFファイル）」をご確認いただく方法）に変更しております。
- (6) 当協会では、主務省庁の要請に基づき、容器包装リサイクル法の円滑な運用および普及のために委託料金を完納した特定事業者の名称や所在地等を「再商品化義務履行者リスト」として取りまとめ、協会ホームページで公表しております。また「個別特定事業者の再商品化委託料金の協会ホームページへの掲載」は、平成20年10月から“掲載同意”のご連絡をいただいた特定事業者を対象に実施しております。掲載不同意事業者で、今後、掲載にご同意いただける場合は、お手元または協会ホームページに掲載の「再商品化委託料金の協会ホームページへの掲載に係る意向について（意向確認書）」を、当協会オペレーションセンター（〒130-8799 本所郵便局私書箱15号）にご送付ください。
- (7) 次年度分の再商品化委託契約申込書類は、毎年12月上旬にご送付いたします。以後のお申込み手続きは、①オンライン申込をしていただくか、②次年度分の送付状に記載する商工会議所・商工会の窓口へ申込書類を郵送または持参してください。

## 4. 申込および問合せ先

### ●オンラインによる申込について

上記の協会ホームページまたはオンライン手続サイトにアクセスして申込を行ってください。

＜ユーザーID・パスワード、オンライン申込におけるパソコン操作等に関する問合せ先＞

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター TEL：03-5610-6261

### ●郵送による申込について（過年度申込書送付先）

〒130-8799 本所郵便局私書箱15号 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター

※郵便にてご送付ください（宅配便、メール便等での受付はできません）。

### ●法律の概要、特定事業者適用の判断、市町村への資金拠出、再商品化委託料金の公表等について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンターTEL：03-5251-4870

## 5. ご参考：申込～請求まで

①申込……オンライン申込 または 郵送による申込 を行ってください。

②契約……申込受付後、オンライン上で「過年度再商品化委託承諾書」を発行します。

・オンライン申込の場合は、E-mailアドレスに電子メールで発行を通知します。

・郵送による申込の場合は、オンライン発行通知文（ユーザーID・パスワード記載）を郵送しますのでパソコンの画面上でご確認ください。※承諾書を印刷してご送付いただく必要はありません。

③請求……契約締結後、請求書を郵送します。

当協会では、オンライン申込を推奨しております。

・事業者名や所在地等の基本情報を1度ご入力いただくと次年度申込の際に入力する必要はありません。

・再商品化委託料金は算定方式を選択し、容器包装の使用量、回収量、費消費量を入力するだけで自動計算されますので、お手元での煩わしい計算は必要ありません。

・紙の申込用紙では紛失の恐れがありました。オンライン申込では、その心配はありません。